

RCCによる企業再生(事業再生)の全貌

1 件数

- ・事業継続型回収(事業継続を図ることを目的とした返済条件の変更等)案件 約5000件(平成18年9月末現在)
- ・債務免除を含む抜本的な再生計画の合意・実施により、債権者である金融機関が保有債権を正常債権として扱えるようになった案件(厳密な意味での再生案件) 497件(平成13年11月～19年4月)

2 企業再生(厳密な意味での企業再生案件をいう。)497件の効果

- ・不良債権の正常債権化(整理された不良債権総額 5兆9704億円)
- ・雇用の安定効果(企業再生が実施された企業の従業員数 67,851人)
- ・取引債権者の保護(取引継続の可能化・債務者会社と債権者の話し合いによる再生の場合には、金融債権のみが債務免除の対象とされ、取引債権者の債権は全額保護される)

3 RCCによる企業再生の大部分は、債権者と債務者会社(経営者)の話し合いによる私的再生手続(RCC企業再生スキーム)によっている。

- ・497件中422件(約85%)
- ・422件中、101件は、RCCは債権者ではないが、メイン銀行から依頼されて金融債権者間の調整等を行った案件である(調整案件)

4 私的再生手続を行う前提条件

- ・債権者が債務免除等を行う以上、債務者会社及び経営者が資産の状況を誠実に開示して、経営者が経営責任を、株主が株主責任を果たすことを約束することが手続開始の前提
- ・経営責任の具体的な内容
 - ・事業の破綻に責任のある経営者の退任
 - ・連帯保証人である場合は、連帯保証責任を果たす
 - ・保証責任履行後の債務者会社に対する求償権は放棄する(私財提供)
 - ・その他私財の提供
- ・株主責任の具体的な内容
 - ・既存株式の全額減資等
 - ・事業の破綻に責任のある者以外の者による増資

5 法的再生(民事再生法・会社更生法・破産法)が申し立てられる場合の理由

- (債務者が申し立てる場合)
 - ・債権者の数が膨大で私的再生手続では債権者間の合意形成が困難な場合(ゴルフ場等)
 - ・私的再生手続進行中の資金繰りが困難な場合 等
- (債権者が申し立てる場合)
 - ・債権者の数が膨大で私的再生手続では債権者間の合意形成が困難な場合(ゴルフ場等)
 - ・経営者が自己保身を図り、財産を隠匿し、保有財産状況を債権者に開示しない場合
- ・反社会的な勢力が経営に関与し、それらを排除する必要がある場合 等

6 RCC再生案件497件中75件法的再生手続がとられているが、そのうち35件は債務者が自ら申し立てたものであり、RCCが債権者申立を行ったのは40件である。

- ・40件中、民事再生(管理型)申立 8件、会社更生申立 28件、破産申立 4件である。(破産の件数は、債務者企業と経営者、関係会社のように関連申立が複数ある場合は、グループ単位で1とカウントしている。また、本破産件数は、再生手続が完了したものの件数であり、この他に手続中のものが4件ある。)
- ・会社更生の申立は、ゴルフ場の処理のための案件が多い。

7 民事再生や会社更生を債務者が申し立てても、経営責任や株主責任が明確化されない場合は、債権者が反対するので、再生計画が成立しないことが多い。その場合には、破産手続に移行することになる。

8 企業再生の手法は、債務免除等を行って従来の法人格を継続する法人格継続型と採算のとれるGOOD事業のみを譲渡する事業譲渡型に分かれる。いずれの場合も、みずから資金調達をして事業を再生させる自力再生型と他者に資金の供給を依存するスポンサー型に分かれる。

9 民事再生や会社更生の場合も事業譲渡型による企業再生が行われており、この点では、破産手続の中で裁判所の許可を得て事業を継続しながら、スポンサーに事業を譲渡する場合と何ら異なるものではない。(手続自体は、破産の場合が簡便である。)